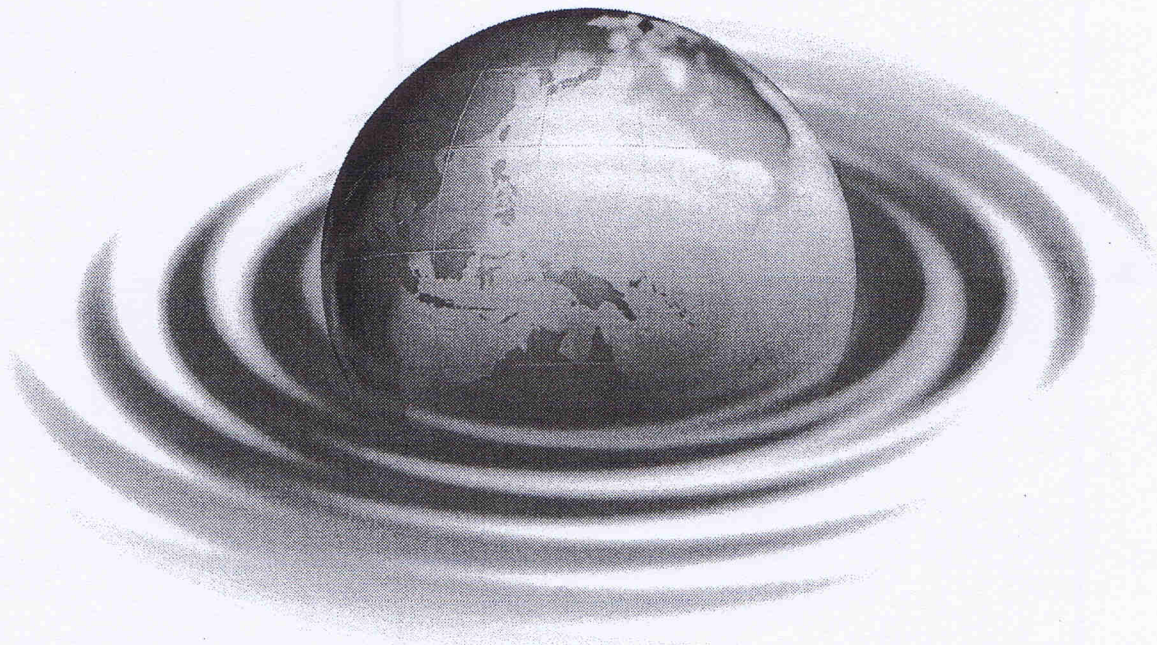


Japan-Korea NGO Wetland Forum
第1回 日韓NGO湿地フォーラム

제 1 회한일 NGO 습지포럼

予稿集



2007年10月12日~14日

YMCA アジア青少年センター

主 催

日本湿地ネットワーク WWF ジャパン

일본 습지 네트워크 WWF JAPAN

国営中海土地改良事業を中止し、ラムサール登録湿地へ ～宍道湖・中海の場合～

竹下 幹夫（（財）宍道湖・中海汽水湖研究所）

1. 事業の経過と市民の動き

国営中海干拓事業は、1963年農林水産省によって事業着手された。この事業では中海に5カ所の干拓地（2500ha 中海の約25%）を造成する計画で、1992年までに4工区が完成した。しかし、干拓堤防や排水機場が完成していた最大の本庄工区（1689ha）は、2000年に中止をされた。この干拓事業に併せ農業用水を確保するため中海・宍道湖を淡水化する事業も進行していたが、1988年に凍結をされた後、2002年に中止された。現在は、淡水化事業の象徴であった中浦水門の撤去や堤防の一部開削といった後始末の事業が行われ、2008年度中には45年間に及んだ事業は終了することになっている。この事業を巡っては1981年以降地元での反対運動が活発に展開されたことは周知の通りである。この運動の経過は保母武彦の『公共事業をどう変えるか』（岩波書店）に詳しく述べられている。

年	月	経緯
1963	4	事業着手
1967	4	漁業補償交渉まとまる（65.4～開始）
1968	12	公有水面埋立の承認、本格工事始まる
1969	2	新規開田抑制通知が出される
1974	10	中浦水門完成
1978	2	大海崎堤完成
1981	1	森山堤完成 9月中浦水門試運転
1984	3	土地利用の変化、受益面積の増を踏まえた変更計画確定（1971年から干拓地の営農計画を水田から畑作等に変更し協議を始める）
	8	農水省、「宍道湖・中海淡水化に伴う水管理及び生態変化に関する研究委員会」による中間報告書添え、両県に淡水化の試行の同意を求める
1988	7	宍道湖・中海の淡水化試行及び本庄工区の工事の延期を決定
1989	4	弓浜工区（1969年着工）・掛屋工区（1968年着工）・安来工区（1968年着工）事業完了
1992	3	彦名工区（1971年着工）事業完了
1994	10	島根県本庄工区干陸化に伴う水質シミュレーションの結果を公表
1996	3	島根県知事本庄工区の再開要請
2000	9	「公共工事の抜本的見直しに関する三党合意」等を総合的に勘案し、本庄工区の干陸中止を決定
2002	12	宍道湖・中海の淡水化中止を決定
2003	7	島根県ラムサール条約登録湿地を目指すことを表明
2004	10	（江島大橋開通・・・国土交通省施工）
2005	1	本庄工区の干陸中止及び宍道湖・中海の淡水化中止を踏まえた変更計画等確定
	11	宍道湖・中海ラムサール条約登録湿地となる
2005	3	中浦水門撤去工事開始
2007	5	森山堤の一部開削工事開始

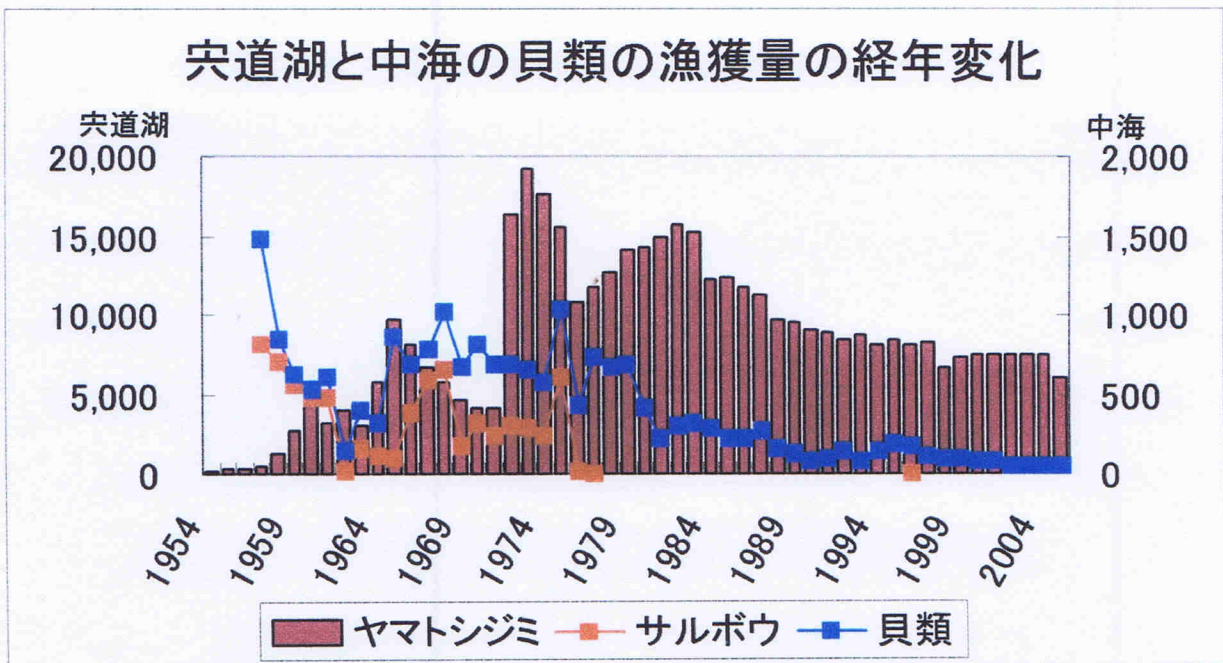
第1期の市民運動

第2期の市民運動

第3期の市民運動

2. 事業と漁業

この事業に伴い、両湖の漁業も多大な影響を受けた。特に干拓事業により影響を受けるのは底生の生物であるが、この間の宍道湖（ヤマトシジミ）・中海漁獲量（サルボウ、貝類）は下図のとおりである。中海の漁業は、干拓事業の影響をもろに受け漁業壊滅的な状況となってしまった。一方宍道湖は、国内他産地が開発の影響を受ける中で、徹底した管理型漁業を展開して、漁獲量を今日まで維持している。中海干拓反対の運動を中心で支えた一つが宍道湖の漁師であったことは象徴的なことである。これこそまさに、持続性を持った漁業が湿地の保全を勝ち取ったと言っても過言ではない。



3. 地域に基盤をおいた地道な市民の活動で、開発から湿地を守るために

中海で、ほぼ 90% 完成していた公共事業を中止にまで追い込むことが出来たのはどのような理由によるのか。限られた中で書き表せないが以下の通りと思う。

第 1 は、地域の多数者になること、市民ニーズの最大公約数を探すこと。

第 2 に、自立した運動であること。政党や労働組合と運動の間合いの取り方。

第 3 は、科学の力を十分生かすこと。主張に説得力を持たせるためには、科学的な根拠が必要である。

第 4 に、市民がどのように情報を発信するのか。マスコミとの関係

第 5 に、地元の自治体を変えること。国の事業であっても、地方が政策を変えれば国も変わる。

4. ラムサール登録湿地を支える法的基盤の整備

今後、ラムサール登録湿地が、良好なまま維持されていくためにも、また新たに開発にさらされている湿地を保全していくためには、現行の国内法による担保力（鳥獣保護法による特別保護地区が中心）については、疑問がある。それぞれの湿地の特性を生かした「賢明な利用」原則（ラムサール条約のいう湿地利用の原則）を柱とする「湿地保全法」が必要となってくるのではないかと。

文化



〈19〉

加藤 典洋

日本で初。代替建設なしの本格的なダム撤去工事が熊本県で開始されていたことを九州に旅した帰り、新聞で知った。記事が少し前の9月の出来事を扱っていたのは、子供向けの欄だったから。難しい漢字はルビつきで、わかりやすく今回の出来事の意義を説いている。

撤去されるのは荒瀬ダムで、八代海に注ぐ球磨川中流に建つ。水力発電を目的に1955年に建設されたが、当初の役割をほぼ終えた。もうダムはいらない。昔のように人の生活と共生する美しい川に戻したい。人々の願いが県を動かし、ようやく今回の撤去となった。1年半前の一部水門の開放以来、川には清流が戻る兆しが見られ、河口周辺のカニなどの生息域の回復も著しい。外国からの注目も集めているが、調べてみると、いま話題の原発廃炉の工程についても多く教訓が、含まれている。

撤去にいたる道のりは一筋ではない。まず10年前、地元村議会が意見書を探択、ダム撤去を要望。これに対し、県は存続の方針で、当初態度を明確にしなかった自民党を支持母体と

していた。その一方で、せき止められた水が流れてヘドロとなり、名物の尺アユ(大ぶりのアユ)の捕獲量が減った。また長年発生する赤潮の悪臭とダム放水時の振動に周囲の住民は苦しんでいた。



舟越桂「水の地図」(1995年作、撮影・早川宏一、写真提供・西村画廊)

荒瀬ダム撤去の教訓

する潮谷義子知事が、2カ月に、やはり自民党の支援を受け、浦島郁夫知事が当選して7年後の解体開始をめぐり、対策検討委員会、撤去工法専門部会などを立ち上げるも、2008の果て、再度、撤去へと転

小さな約束と大きな目標

換し、現在にいたる。この経過を見て、私に浮かぶのは、ダム撤去を可能とした要素は「目立たない」ものだな、という感想である。

人へ」を標榜した民主党政権のマニフェストである。そこからなせ長野県ではなく、また民主党政権でもなく、熊本県で、しかも自民党の支援を受けた2代知事のもと、ダム撤去が実現しているのか、という疑問が湧く。

一つ考えられるのは、熊本県が水俣病、川辺川ダム建設という問題を抱え、かねてから環境への関心が高かったことである。しかし他に、田中康夫元長野県知

事、前原誠司元国交相という目立つ2人、潮谷義子、浦島郁夫という目立たない2人。この異なる指導者のタイプの対照へと、私の心は誘惑される。

鮮明、主張も明瞭である。しかし、後者の1人、特に潮谷前熊本県知事は、控えめ。自らの意見は述べずにもつばら聴く。川辺川ダム建設、荒瀬ダム撤去の問題、ともに住民討論集会を

「目立たない」女性元知事である。またもう1人、浦島郁夫知事は、余り格好がよくないこと、失敗の愚直ぶりて教訓を残す。就任早々の一方的な方針転換は完全な失政だが、その失敗から逃げなかった。最後、住民に謝罪し、一方、川辺川ダムは白紙撤回し、それなりに是非々々主義を貫く。大義からも支援政党からも少しだけズレていることが、後者2人の共通点である。何がここからの教訓だろう。

まず確固たる意志。ついで、素朴な結論だが、住民の生活上の心配を第一義に置くこと、前任者が行った小さな約束の一つ一つを遺漏なく重く受けとめること、失敗したらそこから逃げないこと。こうした謙虚な態度の積み重ねが、ダム撤去、ひいては原発の廃炉のような「大きな目標」の完遂には必須らしいことが、見えてくる。

（文芸評論家）
（随時掲載）

自然再生推進法

過去に損なわれた生態系その他の自然環境を取り戻すことを目的とした自然再生推進法が、平成15年1月1日より施行されています。この法律は、我が国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担うものであり、地域の多様な主体の参加により、河川、湿原、干潟、藻場、里山、里地、森林、サンゴ礁などの自然環境を保全、再生、創出、又は維持管理することを求めています。

政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針「自然再生基本方針」を平成15年4月1日に決定いたしました。自然再生推進法は、この自然再生基本方針の決定を受けて本格的に運用が開始されることとなります。政府においても環境省、農林水産省、国土交通省の出先機関等に相談窓口を設置するとともに、中央においても3省及び関係行政機関からなる自然再生推進会議を設けて、自然再生の推進に努めていくこととしています。国や地方公共団体の計画によるのではなく、地域の多様な主体の発意により、国や地方公共団体も参画して自然を取り戻すための事業が始まる……今までにない全く新しい発想の法律です。この法律が積極的に活用されることを期待しています。

○ [自然再生推進法の概要](#)

○ [自然再生推進法の仕組み](#)

○ [自然再生推進法全文](#) [PDF版 \[18KB\]](#) / [英語版 \[PDF 25KB\]](#)

○ [自然再生推進法国会審議経過](#)

※ [会議録国会会議録検索システム\(リンク\)](#)の検索条件入力欄で検索語として「自然再生推進法」と入力してください。

※ [付帯決議\(参議院環境委員会\)](#)

○ [自然再生推進法施行規則 \[PDF 8KB\]](#)

○ [自然再生基本方針](#)

※ [自然再生基本方針の決定について](#)(平成15年3月31日報道発表資料)
[自然再生基本方針](#) / [PDF版 \[23KB\]](#) / [英語版 \[PDF 40KB\]](#)

※ [自然再生基本方針の一部変更及び意見募集\(パブリックコメント\)の結果について](#)(平成20年10月30日報道発表資料)

○ [自然再生推進会議](#)

※ 平成15年10月16日 平成15年度 第1回 [議事次第・資料](#) / [議事要旨](#)

※ 平成17年7月4日 平成17年度 第1回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#)

※ 平成20年3月27日 平成19年度 第1回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#)

※ 平成20年10月23日 平成20年度 第1回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#)

○自然再生専門家会議

- ※ 平成15年10月16日 平成15年度 第1回 [議事次第・資料](#) / [議事要旨](#) / [会議録](#)
[\[PDF 87KB\]](#)
- ※ 平成17年6月10日 平成17年度 第1回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#) / [会議録](#) [\[PDF 96KB\]](#)
- ※ 平成17年6月20日 平成17年度 第2回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#) / [会議録](#) [\[PDF 90KB\]](#)
- ※ 平成18年9月19日 平成18年度 第1回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#) / [会議録](#) [\[PDF 99KB\]](#)
- ※ 平成19年3月26日 平成18年度 第2回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#) / [会議録](#) [\[PDF 349KB\]](#)
- ※ 平成19年11月12日 平成19年度 第1回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#) / [会議録](#)
[\[PDF 309KB\]](#)
- ※ 平成20年3月3日 平成19年度 第2回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#) / [会議録](#) [\[PDF 311KB\]](#)
- ※ 平成20年3月19日 平成19年度 第3回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#) / [会議録](#) [\[PDF 284KB\]](#)
- ※ 平成20年6月16日 平成20年度 第1回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#) / [会議録](#) [\[PDF 322KB\]](#)
- ※ 平成20年7月7日 平成20年度 第2回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#) / [会議録](#) [\[PDF 292KB\]](#)
- ※ 平成21年3月23日 平成20年度 第3回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#) / [会議録](#) [\[PDF 420KB\]](#)
- ※ 平成21年7月21日 平成21年度 第1回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#) / [会議録](#) [\[PDF 325KB\]](#)
- ※ 平成22年6月22日 平成22年度 第1回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#) / [会議録](#) [\[PDF 95KB\]](#)
- ※ 平成23年8月22日 平成23年度 第1回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#) / [会議録](#) [\[PDF 158KB\]](#)
- ※ 平成24年8月7日 平成24年度 第1回 [議事次第・資料](#) / [議事概要](#) / [会議録](#) [\[PDF 396KB\]](#)

○自然再生事業の進捗状況の公表について

- ※ [平成17年7月 5日報道発表資料](#)
- ※ [平成19年3月30日報道発表資料](#)
- ※ [平成20年3月31日報道発表資料](#)
- ※ [平成21年3月27日報道発表資料](#)
- ※ [平成22年3月25日報道発表資料](#)
- ※ [平成23年3月31日公表資料](#)
- ※ [平成24年3月30日報道発表資料](#)

○自然再生事業実施計画及び全体構想

- ※ [檜原湿原地区自然再生事業実施計画及び全体構想](#)
- ※ [神於山地区自然再生事業実施計画書及び全体構想](#) (リンク:農林水産省)
- ※ [釧路湿原自然再生全体構想](#)
 - ※ [釧路湿原達古武地域自然再生事業実施計画](#)
 - ※ [釧路湿原自然再生事業茅沼地区旧川復元実施計画](#)
 - ※ [釧路湿原自然再生事業土砂流入対策実施計画〔久著呂川〕](#)

- ※ [釧路湿原自然再生事業土砂流入対策\(沈砂地\)実施計画\(雪裡・幌呂地域\) \(リンク:農林水産省\)](#)
- ※ [釧路湿原自然再生事業土砂流入対策\(沈砂地\)実施計画\(南標茶地域\) \(リンク:農林水産省\)](#)
- ※ [雷別地区自然再生事業実施計画](#)
- ※ [森吉山麓高原自然再生全体構想](#)
- ※ [森吉山麓高原自然再生事業実施計画](#)
- ※ [森吉山麓高原自然再生事業実施計画\(H21.4.27新旧対照表\) \[PDF 865KB\]](#)
- ※ [森吉山麓高原自然再生事業実施計画\(第2期\)](#)
- ※ [八幡湿原自然再生全体構想](#)
- ※ [八幡湿原自然再生事業実施計画](#)
- ※ [上サロベツ自然再生全体構想](#)
- ※ [上サロベツ自然再生事業 農業と湿原の共生に向けた自然再生実施計画\(北海道開発局ほか\)](#)
- ※ [上サロベツ自然再生事業実施計画\(環境省\)](#)
- ※ [霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生全体構想](#)
- ※ [霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業実施計画\[A区間\]](#)
- ※ [霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生事業実施計画\[B区間\]](#)
- ※ [野川第一・第二調節池地区自然再生全体構想](#)
- ※ [野川第一・第二調節池地区自然再生事業実施計画](#)
- ※ [蒲生干潟自然再生全体構想](#)
- ※ [蒲生干潟自然再生事業干潟・砂浜の修復実施計画](#)
- ※ [石西礁湖自然再生全体構想](#)
- ※ [石西礁湖自然再生事業実施計画](#)
- ※ [巴川流域麻機遊水地自然再生全体構想](#)
- ※ [巴川流域麻機遊水地自然再生事業実施計画](#)
- ※ [阿蘇草原再生全体構想](#)
- ※ [阿蘇草原自然再生事業 野草地保全・再生実施計画](#)
- ※ [阿蘇草原湿地保全・再生事業実施計画 \[PDF 906KB\]](#)
- ※ [久保川イーハトーブ自然再生全体構想](#)
- ※ [久保川イーハトーブ自然再生事業 侵略的外来種の排除による溜池環境の保全・再生事業実施計画 \[PDF 1,193KB\]](#)
- ※ [久保川イーハトーブ自然再生事業 長倉地区における落葉広葉樹林の保全・再生事業実施計画](#)
- ※ [荒川太郎右衛門地区自然再生事業 自然再生全体構想](#)
- ※ [荒川太郎右衛門地区自然再生事業実施計画 \[PDF 881KB\]](#)
- ※ [竹ヶ島海中公園自然再生全体構想 \[PDF 916KB\]](#)
- ※ [竹ヶ島海中公園自然再生事業実施計画 \[PDF 595KB\]](#)
- ※ [三方五湖自然再生全体構想](#)

○[地方出先機関窓口ネットワークについて](#)

[ページのトップへ](#)

自然再生推進法の概要

1 制定の趣旨

- 自然再生を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とするもの。
- 自然再生事業を、NPOや専門家を始めとする地域の多様な主体の参画と創意により、地域主導のボトムアップ型で進める新たな事業として位置付け、その基本理念、具体的手順等を明らかにするもの。

2 制定の経緯(議員立法)

- 平成14年5月28日：政策責任者会議において与党案了承。
- 平成14年7月24日：与党及び民主党関係議員により154回国会提出(継続審議)。
- 平成14年11月19日：衆議院環境委員会で一部修正の上可決。同日、衆・本会議で成立。
- 平成14年12月3日：参議院環境委員会で可決(付帯決議あり)。
4日：参議院本会議で成立。

3 法律の概要

【定義】

自然再生：過去に損なわれた自然環境を取り戻すため、関係行政機関、関係地方公共団体、地域住民、NPO、専門家等の地域の多様な主体が参加して、自然環境の保全、再生、創出等を行うこと。

【基本理念】

- 地域における自然環境の特性、自然の復元力及び生態系の微妙な均衡を踏まえて、科学的知見に基づいて実施。
- 事業の着手後においても自然再生の状況を監視し、その結果に科学的な評価を加え、これを事業に反映。

- 地域の多様な主体の参加
 - 政府は、自然再生に関する施策を総合的に推進するための基本方針を閣議決定。基本方針の案は、環境大臣が農林水産大臣、国土交通大臣と協議して作成。
 - 自然再生事業の実施者が、地域住民、NPO、専門家、関係行政機関等とともに協議会を組織。
 - 実施者は、自然再生基本方針及び協議会での協議結果に基づき、自然再生事業実施計画を作成。
- NPO等への支援
 - 主務大臣は、実施者の相談に応じる体制を整備。
 - 国及び地方公共団体は、自然再生を推進するために必要な財政上の措置その他の措置に努力。
- 関係省庁の連携

- 環境省、国土交通省、農林水産省その他の関係行政機関で構成する自然再生推進会議を設置。
- 3省は自然再生専門家会議を設置し、意見聴取。

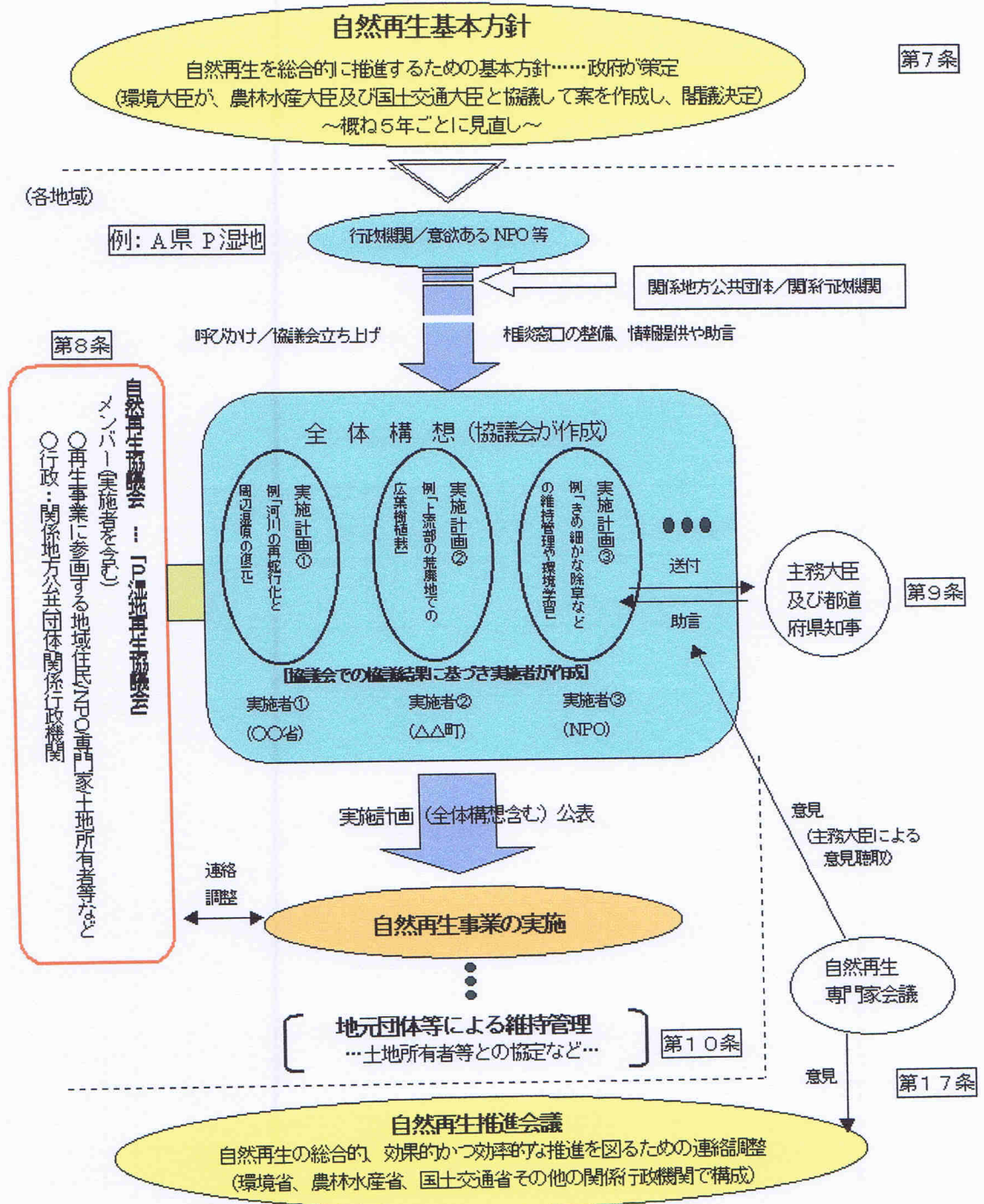
4 その他

- 施行期日は、平成15年1月1日。自然再生基本方針の策定は年度内を目途として行うため、本格運用は平成15年4月以降の予定。
- 施行5年後に見直しを予定。

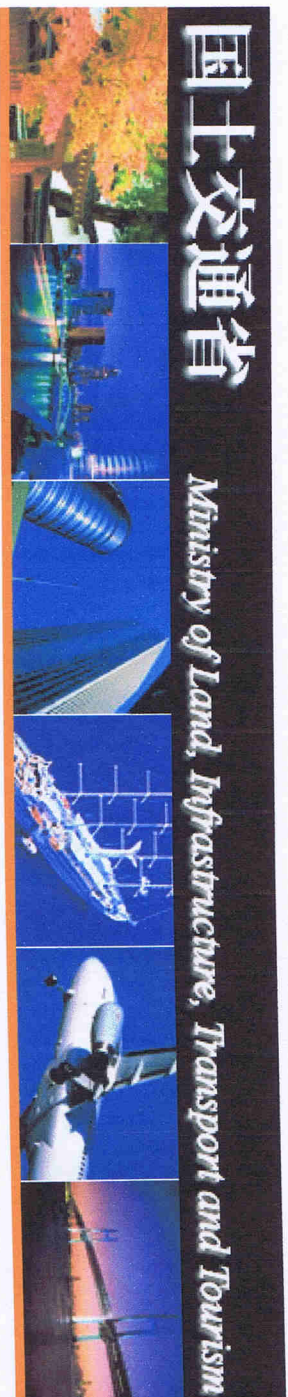
[ページのトップへ](#)

自然再生推進法の仕組み

NPOを始めとする多様な主体の参画と創意による地域主導の新たな形の事業—自然再生事業—を推進



[ページのトップへ](#)



自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について

[Home](#)

平成20年3月31日

<問い合わせ先>

総合政策局

環境政策課

(内線24425)

TEL 03-5253-8111(代表)

自然再生推進法に基づき、自然再生事業の進捗状況について公表します。

(1)概要

自然再生推進法(平成14年法律第148号)第13条第1項では、主務大臣は、毎年、自然再生事業の進捗状況を公表しなければならないこととされております。

また、同法に基づいて自然再生事業を実施しようとする者は、自然再生協議会を組織し、自然再生の対象となる区域や自然再生の目標等を定めた自然再生全体構想を作成した上で、自然再生事業の実施に関する計画(自然再生事業実施計画)を作成しなければならないこととされております。(別添「自然再生推進法の概要」





自然再生推進法に基づく自然再生事業の進捗状況の公表について

参照)

平成19年度末までに、以下(2)別表の通り、14の自然再生事業実施計画が作成され、主務大臣にその写しの送付があったことを受け、自然再生事業の進捗状況を以下のとおり公表します。

(2) 自然再生事業の進捗状況について(平成20年3月31日現在)

- 自然再生事業実施計画の作成状況(別表)

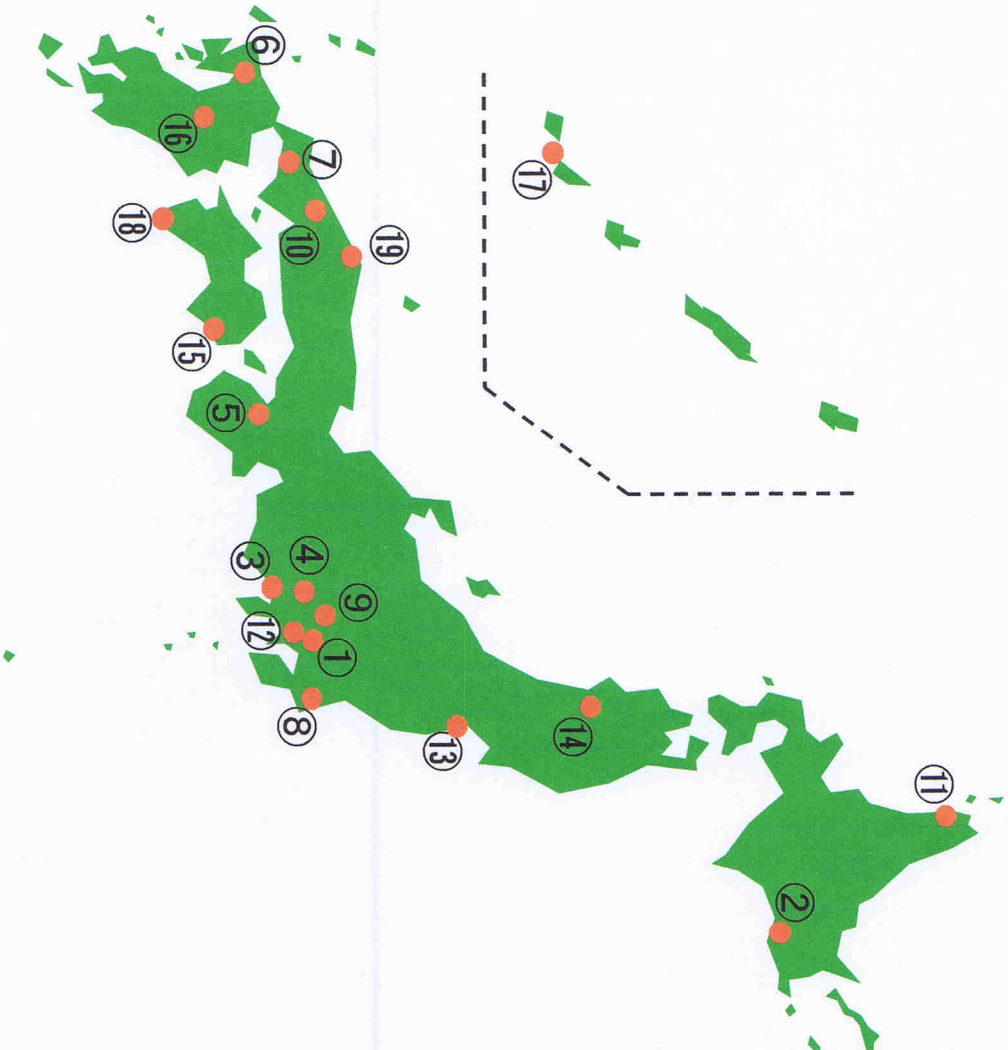
- [自然再生推進法の概要](#) 
- [自然再生協議会\(設置箇所\)の全国位置図](#) 
- [自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況\(全国\)](#) 
- [自然再生事業実施計画の作成状況](#) 

PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。右のアイコンをクリックしてAcrobat Readerをダウンロードしてください(無償)。
Acrobat Readerをダウンロードしても、PDFファイルが正常に表示されない場合は[こちら](#)をご参照下さい。



自然再生協議会（設置箇所）の全国位置図

H20.3月現在



協議会名	設立日
① 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	H15.7.5
② 釧路湿原自然再生協議会	H15.11.15
③ 巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	H16.1.29
④ 多摩川源流自然再生協議会	H16.3.5
⑤ 神於山保全活用推進協議会	H16.5.25
⑥ 檜原湿原地区自然再生協議会	H16.7.4
⑦ 榎野川河口域・干潟自然再生協議会	H16.8.1
⑧ 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	H16.10.31
⑨ <ぬぎ山地区自然再生協議会	H16.11.6
⑩ 八幡湿原自然再生協議会	H16.11.7
⑪ 上サロベツ自然再生協議会	H17.1.19
⑫ 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	H17.3.28
⑬ 蒲生干潟自然再生協議会	H17.6.19
⑭ 森吉山麓高原自然再生協議会	H17.7.19
⑮ 竹ヶ島海中公園自然再生協議会	H17.9.9
⑯ 阿蘇草原再生協議会	H17.12.2
⑰ 石西礁湖自然再生協議会	H18.2.27
⑱ 竜串自然再生協議会	H18.9.9
⑲ 中海自然再生協議会	H19.6.30

自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況(全国)

現在全国各地で19の自然再生協議会が設置され、それぞれの地域において全体構想及び実施計画の作成が進められています。

平成20年3月現在

	協議会名	位置	概要	構成員数	全体構想作成日	実施計画作成日
1	荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生を検討。	70	H16.3.31 H18.5.28変更	—
2	釧路湿原自然再生協議会	北海道	流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討。	127	H17.3.31	(H18.2.28/彦古武) (H18.1.31/南郷茶) (H18.1.31/豊裡・既呂) (H18.8.1/李沼地区) (H18.8.1/久善呂川) (H19.9.6/番別)
3	巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	洪水防止対策として造成された麻機遊水地において元の麻機沼における植物の回復等自然環境の保全・再生を検討。	55	H19.3.1	—
4	多摩川源流自然再生協議会	山梨県	山梨県小菅村全域において森林や河川景観等の再生を検討。	44	—	—
5	神於山保全活用推進協議会	大阪府	竹林の侵入が進む神於山においてクヌギ・コナラを中心とする落葉樹林帯やカシ・シイを中心とする常緑樹林帯の再生を検討。	39	H16.10.21	H17.6.1
6	檜原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿地環境を良好な状態へと再生することを検討。	36	H17.1.26	H17.3.31
7	榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	榎野川河口干潟等の自然環境を再生し維持していくことを検討。	60	H17.3.31	—
8	霞ヶ浦田村・沖宮・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境の再生を検討。	65	H17.11.27	H18.11.27/A区間 H19.9.14/B区間
9	くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林「くぬぎ山地区」における歴史的・文化的・環境的価値の継承を検討。	66	H17.3.12	—
10	八幡湿原自然再生協議会	広島県	臥雲山麓八幡湿原地域において湿原環境の再生を検討。	36	H18.3.31	H18.10.30
11	上サロベツ自然再生協議会	北海道	国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討。	53	H18.2.2	H18.7.13
12	野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	土地利用の変化により自然環境が大きく損なわれたかつての多様な河川環境の再生を検討。	57	H18.9.13	H18.10.16
13	蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また底生動物の宝庫である貴重な干潟環境の保全・再生を検討。	26	H18.9.16	—
14	森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	かつて草地として開発された森吉山麓高原を広葉樹林に再生し、周辺の自然環境と共に保全していくことを検討。	20	H18.3.31	H18.10.20
15	竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	サンゴを中心とした海洋生態系の回復を図ることを検討。	54	H18.3.31	—
16	阿蘇草原再生協議会	熊本県	阿蘇の草原の維持、保全及び再生を図ることを検討。	128	H19.3.7	—
17	石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	優れたサンゴ礁を保全することに加え、赤土流出への取り組みを進めるなど陸域からの環境負荷を少なくするとともに、サンゴ群集修復事業などを通じて、サンゴ礁生態系の再生を検討。	94	H19.9.1	—
18	竜串自然再生協議会	高知県	竜串湾のサンゴ群集等の沿岸生態系を再生するため、海底に堆積した泥土の除去のほか、森林や河川からの土砂流出や生活排水など流域からの環境負荷への対策を検討。	71	—	—
19	中海自然再生協議会	島根県 鳥取県	戦後の開発や生活雑排水の流入などにより失われた中海全域の自然環境の再生を検討。	64	—	—